南池袋二丁目C地区

第1号(平成24年10月)

全体まちづくり検討会ニュース





発行: 豊島区 拠点まちづくり課 電話03-3981-3449(直通)

C地区全体まちづくり検討会が発足!

平成 24 年9月14日(金)午後 7時から、南池袋小学校で第1回全体検討会を開催、25名の方々にご参加いただきました。

検討会ではまず、豊島区より検討会開催の趣旨について説明しました。

続いてC-1、C-2、C-3のま ちづくり組織より、まちづくりの検討 案についての報告をいただきました。

報告の後、参加者間で活発な意見交換 を行いました。



〈全体まちづくり検討会の様子〉

C地区全体まちづくり検討会

これまでのC地区まちづくり全体連絡会では、豊島区からまちづくりに関する説明 やアンケートの報告等を行ってきました。

C地区全体まちづくり検討会は、地権者の発意により、具体的なまちづくりの検討を進めるために、C地区の全地権者間の自由な意見交換を行い、計画的なまちづくりに向けた地区計画等の調整を行う場です。

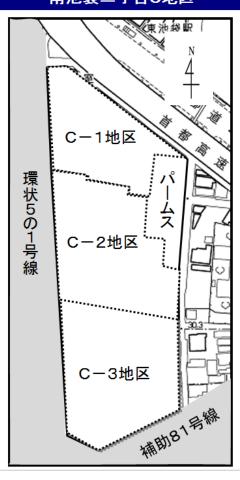
対 象: C地区全地権者

目 的: 計画的なまちづくりに向け

た地区計画等の調整

検討方法: 地権者間の自由な意見交換

南池袋二丁目C地区



参加者の主なご意見

○ 3 地区とも高度利用を図り主用途が住宅であるが、多くの住宅が整備されてもインフラなどの公共施設や、警察、消防等の関係は大丈夫か?

(C1 地区権利者)

(製農区)

インフラは問題ないと考えている。事業を進めるに当たり消防や警察については同意が必要となるため調整が必要となる。

○ 個別にまちづくりを行う場合、地区の間には道路の整備が必要なのか? (C2地区権利者)

(粤島区)

1つの整備計画でまちづくりを行うのであれば、地区境は道路でなく通路にすることも検討できる。ただし、整備計画が別々の場合、事業区域は地形地物で区切るという原則があるため、道路整備が必要となる。

○ パームス東池袋は検討案からはずれているが、加わる余地は残されているのか? (パームス東池袋権利者)

(豊島区)

C地区は地区全体が街並み再生地区のエリア内であり、パームス東池袋の権利者の方にもぜひまちづくり検討会に参加し検討してもらいたい。

○他にも多くのご意見の交換がありました。

次回



- ・今回の検討会で各地区から出された検討案について豊島区が課題の整理を行います。次回のまちづくり検討会では課題をどう解消していくか意見交換を行う予定です。
- ・次回のまちづくり検討会は、10月下旬~11月頃を予定しています。開催日が決まりましたら、ご案内いたします。

まちづくり検討会は、C地区の全地権者を対象とした自由な意見交換の場ですので、皆様のご参加をお待ちしています。

【お問い合わせ】 豊島区都市整備部 拠点まちづくり課 小黒・柿澤

TEL: 03-3981-3449 FAX: 03-5950-0803

E-mail: A0029233@city.toshima.lg.ip